

# 自治会加入促進 マニュアル

3次改訂版



気づき、築く、ぎずな ✨  
✨ みんなで楽しいまちづくり ✨

令和5年10月  
宮崎市自治会連合会



は じ め に

自治会は、隣近所に住む人たちで自主的に運営されている最も身近な住民自治組織です。

日頃から親睦と交流を通じて連帯感を深め、地域に共通する様々な課題をみんなで協力して解決する役割を担っています。

令和の時代になって、高齢者を狙った犯罪が頻発し、自然災害では地球温暖化に伴う風水害の増加、特に東日本大震災をしのぐような「南海トラフ巨大地震」発生のリスクも高まっています。

このような中、災害時の助け合いなど安全で安心なまちづくりの実現に必要な不可欠な組織として、自治会の地域のきずなの重要性がクローズアップされています。

しかし、宮崎市の現状は最近の少子・高齢化や都市化現象に伴う、核家族化や単身世帯の増加、さらには新型コロナ発生に伴う地域での人間関係の希薄化等から、特に都市部の自治会においては未加入世帯が多く、加入率は年々低下し、令和5年度では、自治会加入率が50%を下回ることが懸念されています。

このような傾向に危機感をもち、宮崎市自治会連合会では、「加入促進対策特別委員会」において対策を検討し、市全体の加入率の向上に向けて活用ができるよう、この「加入促進マニュアル～3次改訂版～」を作成しました。

各自治会長はじめ役員の皆様方には、本冊子を積極的に活用され、自治会の加入促進に役立てていただきますようお願い申し上げます。

令和5年10月

宮崎市自治会連合会



も く じ

1 自治会の必要性を再認識しよう

|                          |   |
|--------------------------|---|
| (1) 宮崎市の自治会の現状はどうなっているの？ | 1 |
| (2) 自治会はいま、なぜ必要なの？       | 3 |
| (3) 加入促進の意義(メリット)を認識しよう  | 3 |

2 活動に入る前の準備や心構え

|                       |   |
|-----------------------|---|
| (1) 地域の関係団体と情報を共有しよう  | 4 |
| (2) 単位自治会、連合会等の役割分担は？ | 4 |

3 未加入世帯へアタックしてみよう

|                       |    |
|-----------------------|----|
| (1) まずは未加入世帯の調査をしよう   | 5  |
| (2) 加入勧誘の際に準備をしましょう   | 5  |
| (3) 訪問する世帯の状況を把握しよう   | 6  |
| (4) 加入勧誘で訪問してみよう      | 6  |
| (5) マンション・アパート等への対応は？ | 7  |
| (6) 訪問時の対応はどうするの？     | 8  |
| (7) 予想される質問・意見へは？     | 10 |
| (8) 加入についてのポイントは？     | 13 |
| (9) 未加入世帯の加入促進の決め手！   | 14 |
| (10) 加入勧誘文例を参考にしよう    | 14 |
| 〔一般的な文例(その1)〕         | 15 |
| 〔一般的な文例(その2)〕         | 16 |
| 〔一般的な文例(その3)〕         | 17 |

4 マンション・アパート等についての参考事項

|                              |    |
|------------------------------|----|
| (1) マンション・アパート等入居者対応のための参考事項 | 18 |
| (2) 建築事業者への協力依頼文(宮崎市)        | 20 |
| (3) 建築主への協力依頼文(宮崎市)          | 21 |
| (4) 地区自治会連合会への建築情報提供案内文(宮崎市) | 22 |

5 参考資料

|        |    |
|--------|----|
| 自治会加入票 | 25 |
|--------|----|

# 1 自治会の必要性を再認識しよう

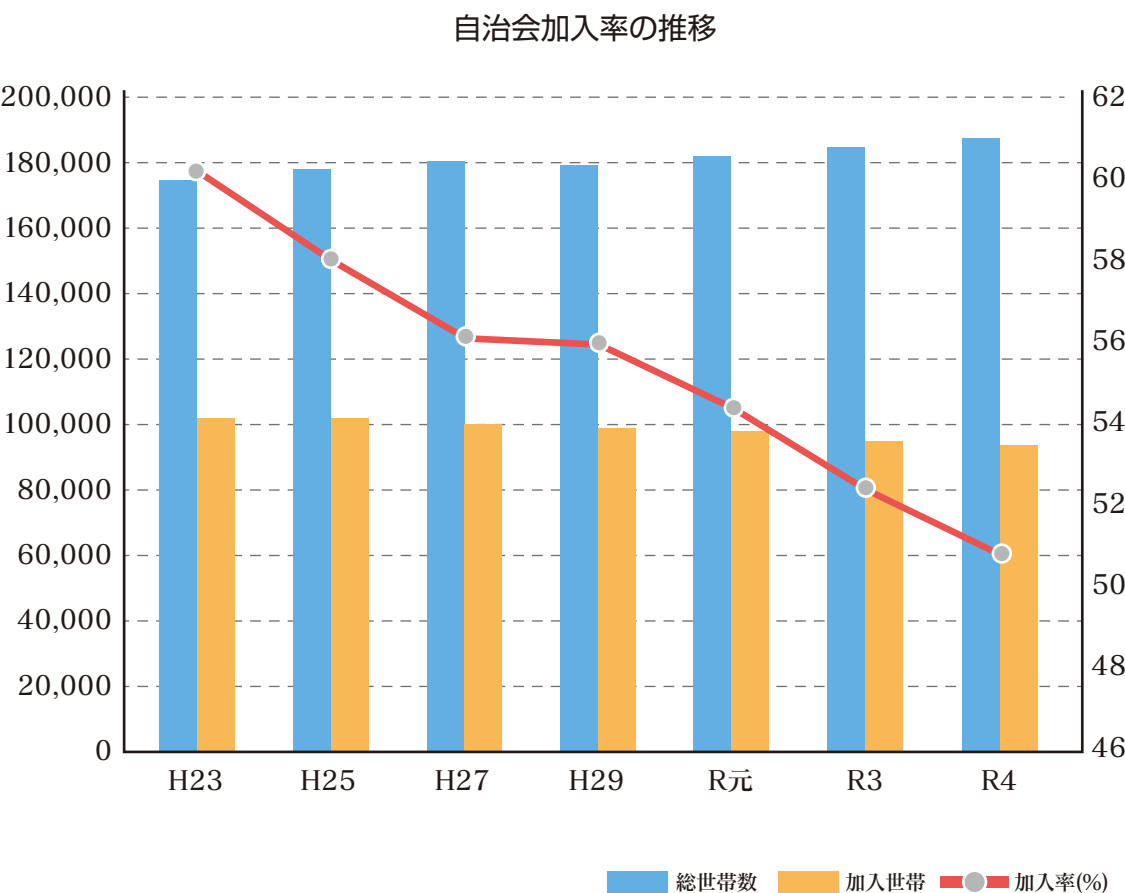


## (1) 宮崎市の自治会の現状はどうなっているの？

市内には現在(令和5年3月末)、718の単位自治会がありますが、加入率は年々下降しています。

グラフのとおり、平成23年度に59.9%あった加入率は、令和4年度には前年度の52.4%を大きく下回る50.9%と、令和5年度以降の加入率は50%割れが避けられない危機的な状況となっております。

住民の価値観の多様化や居住形態の変化により、自治会等に関心を持たない人が増加している現状で、全国的にも同じようなことが言えます。



| 年 度    | H23                                                                                                                | H25     | H27     | H29     | R元      | R3      | R4      |
|--------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 総世帯数   | 171,252                                                                                                            | 174,930 | 177,632 | 176,398 | 179,379 | 181,473 | 183,814 |
| 加入世帯   | 102,502                                                                                                            | 101,634 | 99,907  | 98,826  | 97,619  | 95,063  | 93,590  |
| 加入率(%) | 59.9                                                                                                               | 58.1    | 56.2    | 56.0    | 54.4    | 52.4    | 50.9    |
| 備 考    | ・H23からR4の総世帯数の増加 $183,814 - 171,252 = 12,562$ 世帯<br>・H23からR4の加入世帯数の減少 $93,590 - 102,502 = \blacktriangle 8,912$ 世帯 |         |         |         |         |         |         |



### ポイント

#### ー グラフからわかる宮崎市の加入率低下の原因 ー

グラフで平成23年度から令和4年度までを比較すると、加入世帯数が減少している一方で、(H23 ⇒ R4 ▲8,912世帯) 総世帯数がそれ以上に増加している (H23 ⇒ R4 12,562世帯) ことが読み取れます。

すなわち、脱会等で加入世帯が減少する以上に、新規の未加入世帯が増加していることから、新入居者の自治会への加入を確保することで加入率の低下は、カバーすることができるということになります。

### 加入率低下の原因とその影響

自治会の加入率低下の主な原因として、一般的には、

- ① 生活の利便性の向上や住民の価値観の多様化
- ② 少子高齢化の進行・生活スタイルの多様化
- ③ 集合住宅の増加

などが挙げられていますが、加入率の低下は、自治会活動の停滞や地域の活力低下を招くことになり、文化・環境・防犯及び防災・福祉・親睦及び交流などを進めていくうえで、大きな妨げとなります。

## (2) 自治会はいま、なぜ必要なの？

- ① 高齢者の孤独死や児童生徒に関わる凶悪事件、自然災害の恐ろしさが報じられる中、改めて自治会に熱い視線が向けられてきています。
- ② 住民の知恵と力なしでは、望むような方向での問題の打開は困難です。
- ③ 加入率の低下、役員の高齢化など、自治会はいま苦難の道にあるといわれますが、住民(組織)に活力がなくては、まちづくりや地域自治が発展することはありません。
- ④ 地域社会の再生は、行政のどんな支援よりも、自ら進んで時間とエネルギーを提供する住民の工夫と積極的な活動によることが大きいのです。

## (3) 加入促進の意義(メリット)を認識しよう

- ① 加入率が高ければ高いほど、地域居住者全体が等しく生活に必要な情報(行政及び地区情報等)を得ることができ、連携強化が図られます。
- ② 会員になり、地区の行事等に参加し、ふれあいを通じ「地区住民意識」が徐々に高まり、精神的安定感(腰をすえた生活)ができます。
- ③ 身近な問題や要望等は、自分一人で解決できないことも多く、自治会という組織で動くことにより、前進・解決がみられます。
- ④ 地震、災害、風水害等の災害発生時に避難情報伝達や誘導、更には救助、救援活動など、自治会として組織的に対応できます。



## 2 活動に入る前の準備や心構え



### (1) 地域の関係団体と情報を共有しよう

地元の関係団体の実態を理解し、協力体制や具体的な活動の検討をおこなしましょう。



- ① 福祉団体…………… 社会福祉協議会、包括支援センター  
民生児童委員協議会、福祉協力員など
- ② その他…………… 校区PTA、地区子ども会、消防団など

### (2) 単位自治会、連合会等の役割分担は？



#### ① 自治会連合会の役割

加入促進対策特別委員会で加入促進の方策を検討するとともに、市と連携し、宅地建物取引業協会や不動産協会等の団体に、自治会加入について協力を依頼します。

#### ② 地区連合会の役割

未加入地区の解消や加入促進月間等を設けるなど、地域全体で加入促進に取り組みます。

#### ③ 単位自治会の役割

加入促進の事前準備・未加入者宅訪問・加入申込書の受付等の一連の活動に取り組みます。ただし、加入説明会等で市の説明を必要とする場合は、地域コミュニティ課へ出席を依頼してください。

### 3 未加入世帯へアタックしてみよう



#### (1) まずは未加入世帯の調査をしよう

未加入世帯への加入勧誘に取り組む前に、ご自分の自治会の会員名簿を整理し、加入世帯数の確認と、自治会の範囲の中に未加入世帯が何世帯あるかを把握しましょう。(ゼンリンの住宅地図を利用する)

その際は、住民票の異なる世帯が同居している場合もあるので、注意しましょう。



**注意!**

自治会補助金申請時には、世帯名簿が必要です。  
必ず整備しましょう。

世帯の多い自治会では、自治会長一人で未加入世帯を把握することが困難ですので、各班長さんや役員の協力を得て、加入世帯・未加入世帯を調査します。

#### (2) 加入勧誘の際に準備しましょう

- ① 勧誘文書及び加入促進チラシ等を作成し、必要部数印刷しておきましょう。
- ② 自治会だより
- ③ 総会資料



**注意!**

地域(地区)内の人間関係が大事だという文書も入れることを心がけましょう。

- ④ 加入申込書
- ⑤ その他参考となる書類

#### (3) 訪問する世帯の状況を把握しよう



加入世帯のチェックが終わったら、未加入世帯を確認するために、ゼンリン地図で仮の未加入者世帯名簿を作成します。ゼンリン地図では、世帯主名が変更されていない場合がありますので、その仮の名簿を元に、役員や班長、近所の方から世帯主名を確認して、未加入者の名簿を作成してください。



**注意!**

最近では、プライバシー保護のために、個人のお名前を伏せている方もいらっしゃいますので、名簿作成には充分注意を払ってください。

#### (4) 加入勧誘で訪問してみよう

未加入世帯数の多い自治会や範囲が広い自治会では、勧誘を一度に実施することは困難です。また、一人の役員が何度も勧誘に行くことは大変な苦勞が必要となります。



**注意!**

自治会や役員で時期を決めて、個人の負担にならないように班を作って行うなどの工夫をお願いします。



## (5) マンション・アパート等への対応は？

### ○ 新規マンション、アパート等への取り組みについて

新しく建設されるマンション等については、市の地域コミュニティ課と連携を取りながら、加入案内を進めてください。

(※参考事項 …… 18ページ)

### ○ 既存のマンション、アパートの場合は？

- ① 全体が未加入の場合は、管理組合や管理会社と協議することで、その全体で自治会とみなして加入を促進することも考えられます。  
この場合も市の地域コミュニティ課と連携を取りながら、加入案内を進めてください。
- ② 一部加入者がいる場合は、戸建て住宅と同じ方法で加入案内を進めてください。



最近のマンションでは、玄関のセキュリティが厳しく、建物内に入ることができない場合があります。その場合は、マンション管理者(不動産会社等)から住民へ案内していただくこととなります。

管理組合のあるマンションでは、管理組合の総会などで説明をお願いすることもあります。

- **管理組合とは** … 分譲マンション等の集合住宅の区分所有者全員によって構成され、主として建物等の管理を行う団体です。組合総会の決定に基づき組合は運営されます。
- **管理会社とは** … 管理の主体である管理組合による直接的な管理が難しい場合に、同組合と管理委託契約に基づき管理業務を行うものです。  
賃貸集合住宅の場合は、管理会社による管理がほとんどです。



## (6) 訪問時の対応はどうするの？

### 各戸訪問(1回目)

「〇〇さん宅でしょうか。私達は、この地区の〇〇自治会の役員です。  
この地区にお住まいの皆様ぜひ自治会に入っていただきたいと思いますと思いまして本日参りました。

私たちの自治会では、明るく住み良いまちづくりを目指して、防犯活動として、(防犯灯の設置や維持管理、パトロールなどを)防災活動として、(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、〇〇〇〇〇などを)

また、(夏祭りや敬老会などの親睦活動、子供や青少年の育成活動)を行っています。  
参考までに会則・今年度の事業計画書、予算書、役員名簿などを添えておきましたので、是非ご検討ください。

再度お伺いいたしますので、よろしくお願いいたします。」



### すぐに 加入意思表示があった場合

「加入申込書」または「世帯名簿票」に  
その場で書いてもらい、受取って帰ります。

また、その際に班長名を教え、班長には新加入者氏名を伝えてください。

### 特段何もなかった場合

「加入申込書」または「世帯名簿票」  
を手渡し、「よろしくお願いいたします。」  
と言って帰ります。



質問や意見等があった場合は  
ていねいに答えてください。



## 各戸訪問(2回目)

「先日お伺いしました自治会の△△ですが、ご検討いただきましたでしょうか。」

### 加入意思表示があった場合

記入してあれば、「加入申込書」または「世帯名簿票」を受取って帰ります。

また、その際に班長名を教え、班長には新加入者氏名を伝えてください。



### 態度を決めかねている場合

誠心誠意、相談に乗りながら説得していきます。

また、状況によっては、2～3日後再々訪問するか、訪問者を替えて再訪問します。

どうしても快諾をもらえなかった場合は、「また来年伺います」と言って、一応打ち切ります。



未加入の要因を記録しておきましょう!

### 頭ごなしに自治会を否定する場合

(過去に苦い経験の持ち主かもしれない)

一応、言い分を全部聞いてみます。

理解できる面においては、共感同調もしながら、心が開いたところで、この地区の自治会の状況を話してみましょう。

## (7) 予想される質問・意見へは?



### 質問①「自治会とは何ですか?」

A. 同じ地域に住む住民が、お互いに親睦を図りながら、さまざまな活動を行うことで、自分たちの地域を安心して安全な住みよいまちにしていけるために自主的に結成している任意の団体です。

### 質問②「自治会はどんな活動をしているのですか?」

A. 自治会は、会員相互の親睦を図りながら、環境美化のための清掃活動、防災訓練、防犯灯の設置や維持管理、子ども達や高齢者の見守り、防犯のためのパトロールなど、様々な活動を通じ、安全・安心なより良い地域づくり活動を行っています。



### 質問③「自治会と市の関係は?」

A. 自治会は地域住民が自主的に設立・運営している任意団体・地縁団体ですので、市の組織ではありません。

ただ、地域での日頃の支え合いや災害時の助け合いができる環境づくりや地域の課題は、行政だけでできることではありません。自治会と行政の役割を分担しながら、自治会は地域の実態に沿った方法で身近な課題に取り組み、行政の手の届かない部分を補うことで、きめ細やかなまちづくりができる関係です。



### 質問④「何もメリットがないではないか。」

A. 自治会加入率が高いほど、地域居住者全体の連携強化が図れることによって、自分一人では解決できないこと(例えば、道路・側溝等の整備などの行政への要望)に対して、対応を進めることができます。

また、地震や風水害等の災害発生時に避難情報伝達や誘導、さらには救助、救援活動など、自治会を中心に組織的に動くことができます。



自治会で行っている特徴的なことを加える。

例えば、文書のポスティング、回覧、安全安心の地域づくり、ステーション方式のゴミ出しなど

質問⑤「税金を払っているのに自治会がなくても地域の問題は市がやってくれるのではないか。」



A. もちろん市では、防犯・防災、福祉、環境などの行政サービスを行っていますが、市民のニーズが多様化する中で、何もかもできるわけではありません。むしろ、自治会活動は、あくまでもそこに住む住民が自主的に助け合い、話し合いながら身近な課題を解決する場でもあります。また、住民同士のきずなづくりの場でもあります。市では対応しきれない細かい部分は自治会内で助け合い、問題を解決していく必要があります。

質問⑥「加入はしませんが、電気料金と消防負担金だけでも出させてください。」

A. 実はこれだけではないのです。親子会(子ども会)や老人クラブ、青少協等への助成金、そして、敬老会を始めとする種々行事をやっています。これらは、全部この地区に住んでいる会員が出した会費で賄われているのです。それだけいただくわけにはいけません。

質問⑦「私は、借家でここに永住しませんので……」

A. ここにいらっしゃる期間、自治会の会員である近隣者の方と交流されておくと、「いざ」という時は親身になってくださいます。転居後のお付き合いも兄弟姉妹親戚以上のすばらしいものになります。短期間でも何かの縁で〇〇町に住むことになったのですから、同じ地域で生活する一人として、ぜひご加入ください。災害などはいつ発生するか分かりません。いざという時のためにも、日頃から地域での交流を持つことで、安心して暮せる環境がつくられると思います。

質問⑧「単身で、夜の帰りも遅く、留守しがちで、班長も無理ではないか。」

A. お仕事上仕方のないことです。「班長」の件については、自治会長及び班長にも相談していただき、班内での理解を得るようにしてください。

質問⑨「年間には、いろいろと行事等の参加があるでしょう。」

A. 全世帯参加して欲しいのは、6月と11月の市民一斉清掃及び防災訓練でしょう。あとは「都合のつく方は」という程度です。地域の方との交流や親睦のために参加してほしいとは思いますが、基本的に自由参加ですので、ご都合に合わせて参加してください。

質問⑩「年寄り一人暮らしで、少ない年金で生活しています。会費を半額にしてもらえたら……」

A. 自治会によっては、免除及び割引制度を採用している所もありますので、お尋ねください。



質問⑪「高齢なので自治会に入れません。」

A. 年齢を重ねるほど、地域での支え合いや人とのつながりが必要となります。活動については、できる範囲で構いませんので、ぜひ参加してください。

質問⑫「学生なので自治会に加入しなくてもいいですか？」

A. 学生も地域で生活する一人として、ぜひご加入ください。これから社会に出ていく中で、自治会活動での経験はきっと役に立つと思います。

質問⑬「自治会費はどのように使われているのですか？」

A. 皆様からお預かりする会費は、総会で会員の皆様の承認を得て、地域で開催する親睦のためのイベントや、防犯灯などの維持管理のための費用などに使われています。



質問⑭「個人情報についてはきちんと管理されているのですか？」

A. 皆様から提供いただいた個人情報は、会員名簿などに使用していますが、自治会の管理運営、緊急時の安否確認など、目的の範囲内での利用に限定し、法に基づき、適正に管理しています。また、法令などの定めがある場合を除き、外部に提供することはありませんのでご安心ください。

質問⑮「自治会費はいくらですか？また、どのように運営していますか。」

A. 自治会費は、(月〇〇円)で、支払い方法は、(年払い/月払い)です。集められた自治会費については、自治会総会で皆様の承認を得た上で、お祭りや、地域清掃、地域団体分担金、防犯灯の設置などの地域活動のために活用されます。

## (8) 加入についてのポイントとは？



### 【①勧誘訪問】

**ポイント** 一人での訪問については、相手に対する信頼度が希薄となり、難しい質問等に対する対応にも困って、安易に約束をしがちです。二人一組訪問が適当でしょう。

**ポイント** 役員は、会長の意を把握しているのはもちろんのこと、地区の実情や課題を最も熟知しているので、役員全員で取り組むことが重要です。その際、関係班長も同伴してもらうと、なお効果的です。

### 【②独り暮らしの高齢者・身体障害者への配慮】

**ポイント** 独り暮らしの高齢者や身体障害者の方の班長等への就任については、各自治会で前向きにしっかりと検討をし、班会や総会等で決定していく必要があります。

### 【③会費の免除規定】

**ポイント** 各自治会においては、2世帯住宅や長期入院者に対する会費の免除規定を設けるなどの配慮も必要でしょう。

**ポイント** マンション等入居者のうち、独身・単身者(特に学生など)から徴収する会費については減額するなど、その取扱いについては、各自治会で十分検討し、加入しやすいように工夫することも考えられます。

### 【④賃貸アパート、マンション等入居者への対応】

**ポイント** 地域コミュニティ課の職員と連携し、管理人・建築主(家主)に十分に趣旨を説明し、管理責任者から加入を呼びかけていただきましょう。また、入居者の中のリーダー的な方や知人を介して加入を呼びかけましょう。(例えば、PTAの役員とか親子会(子ども会)の役員等を通じて呼びかける等)

### 【⑤建設中のマンション等】

**ポイント** 建設計画が発表された段階で、地域コミュニティ課の職員と連携し、早めに管理責任者等へ自治会の役割を説明し、「入居者は自治会加入を条件とする」ことについて、協力を依頼しましょう。

## (9) 未加入世帯の加入促進の決め手！

**決め手①** 役員の共通理解のもと、「新加入者を一人でも多くしたい」という強い熱意が必要です。

**決め手②** 自治会費だけ増えればいいという考えではなく、自分の意志で自治会に入っていただき、行事などに参加して欲しいという気持ち・姿勢で誠意をもって勧誘に努めましょう。

**決め手③** マンション・アパート等の場合は、加入申込みが急激に増えるとは思われません。こつこつと加入促進の努力を続けていくことが必要です。

**決め手④** 新会員は地域に慣れ、溶け込むまでかなりの時間がかかります。役員・班長が加入された方のフォローを怠らないようにし、時々声をかけましょう。(新会員紹介、加入後巡回訪問等実施等)

**決め手⑤** 役員の共通理解のもと、自分の地域の実態に応じた説得力のある資料を用意するなど、計画的に準備を進めましょう。

## (10) 加入勧誘文例を参考にしよう

次に加入勧誘のための文例案を掲載します。参考にされ、ご自分の地域の実情に合った説得力のある「加入勧誘文」を作成してください。

- (1) 一般文例(その1)
- (2) 一般文例(その2)
- (3) 一般文例(その3)



自治会加入のお願い!

自治会は、「きずな社会づくり条例」(通称)の一翼を担い、安全で安心な街、快適で住みよい地域づくりを目指し、次のような活動を行っています。

1.ごみ集積所の設置と管理

住民(会員)と協議して、共同のごみ集積所を設け、正しいごみの出し方を励行し清潔保持に努めています。

2.防犯灯の維持管理

地区内の暗い場所(道路沿い)に防犯灯を設置、地区内の夜道を明るくし犯罪の未然防止を図っています。

3.防犯パトロールの実施

住民が安心して平穏に暮らせるよう防犯推進員が定期的に地区内を巡回し、地域の安全を守っています。

4.子ども及び高齢者の見守り活動

地域の子供達をはじめ、一人暮らし高齢者や身体に障害を持つ方々等の見守り(安全)活動に努めています。

5.環境美化活動の推進

市民一斉清掃に多くの住民が参加、公民館・公園・道路等を清掃するなど、地区の環境美化を図っています。

6.防災訓練の実施

不時の災害に備え、自主防災組織を編成し関係機関(消防等)と連携して、各種の防災訓練を実施しています。

7.親睦・ふれあい活動

地域の絆を深め、住民相互の親睦交流を図るため、祭りや敬老祝賀会、サロン・サークル活動等を開催しています。

8.情報伝達と関係機関との連携

県・市及び関係機関からの情報等を回覧でお知らせするとともに、必要により行政等への陳情や要望を行います。

- ※ このように自治会は、地域社会になくてはならない存在(組織)です。
- ※ この際、この地区の住民として自治会に加入していただませんか。
- ※ 自治会行事への出席は自由です。都合のつく範囲で参加して頂けば結構です。
- ※ 自治会加入について、何かお尋ねしたい事やご不明な点等がございましたら、遠慮なく下記の自治会長まで ご相談ください。



|                |  |
|----------------|--|
| 自治会名           |  |
| 自治会長<br>(電話番号) |  |

自治会加入のお願い

〇〇自治会

〇〇自治会では、快適で住みよい地域にするために次のような活動をしています。

1. ごみ集積所・資源物倉庫の管理  
共同のごみ集積所を設け、ごみの分別に努めています。また、新聞紙・雑誌・ダンボール等の資源物を倉庫で保管回収し、その収益金を地区の財源としています。
2. 防犯灯の維持管理  
地区内に防犯灯を設置し、犯罪の未然防止に努めています。また、電気料金は地区でまかなっています。
3. 親睦・ふれあい活動  
地域の絆を深め、住民相互の親睦交流をはかるため、運動会や祭り、敬老祝賀会、月見会、新年会、サロン等を開催しています。
4. 防災訓練の実施  
不時の災害に備え、自主防災組織を編成し関係機関と連携して、各種の防災訓練を実施しています。
5. 見守り活動の実施  
地域の子供たちの見守り安全活動を実施したり、歳末には夜警活動を実施しています。

- \*このように自治会は、行政ではまかなえないことを行い、地域社会にはなくてはならない組織です。自治会への加入をお待ちしています。
- また、自治会行事の参加は自由です。



\*自治会加入に関してのお尋ねは、下記の自治会長まで気軽にご相談ください。

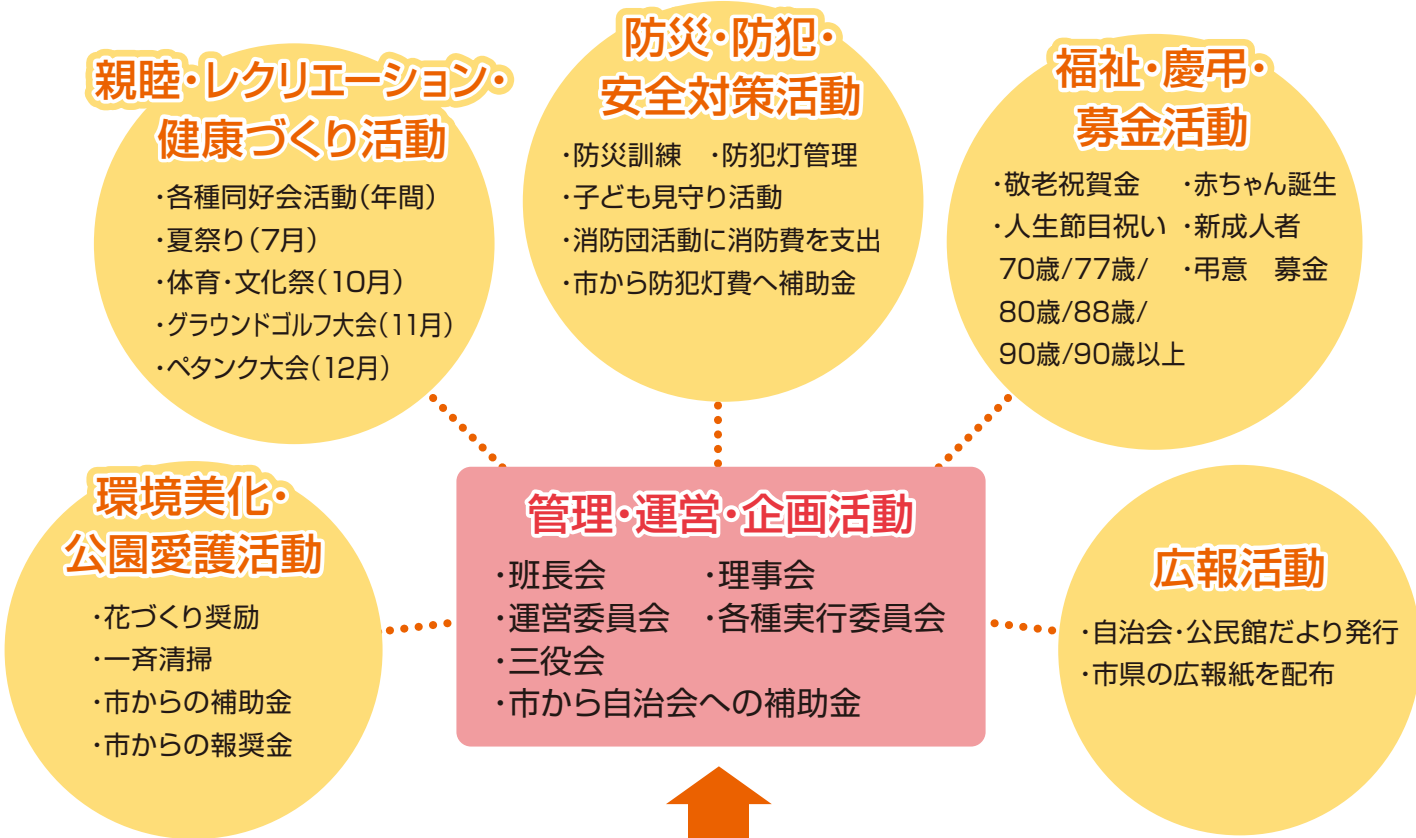
連絡先:    〇〇自治会長 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_

様

「自治会」に加入して皆さんと一緒に温かい心と心のふれ合いで、明るくて 楽しく安心して住めるまちづくりをしませんか。



私たちの自治会・公民館ではこんな活動をしています。



このような活動は自治会費で賄っております。  
月額 円を半年ごとに前期と後期に分けて集金しています。

|     | 令和 | 年度 | 代表役員名  |
|-----|----|----|--------|
| 会 長 |    |    | ( 電話 ) |
| 副会長 |    |    | ( 電話 ) |
| 副会長 |    |    | ( 電話 ) |
| 副会長 |    |    | ( 電話 ) |
| 会 計 |    |    | ( 電話 ) |

※私たちの自治会には現在 世帯  
が加入されています。( % )  
(令和 年 月 日現在)



※ 様のご加入ご協力で、ぜひ100%にしたいものと願っています。  
よろしくお願いします。ご相談いたしたいので上記役員のいずれかにご連絡ください。

4 マンション・アパート等についての参考事項

(1) マンション・アパート等入居者対応のための参考事項

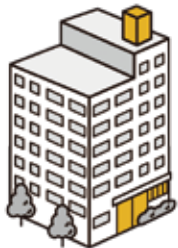
宮崎市では、平成28年6月に「宮崎市自治会及びまちづくり推進委員会活動の活性化に関する条例」(いわゆる「きずな社会づくり条例」)を制定し、その中で事業者の役割として「自治会への加入を勧めるよう努めるものとする。」との規定がなされています。

また、一定規模以上の共同住宅等を建築する際には、近隣住民に対する事前説明会を建築主に対して義務づけをしています。

これらに基づき、建築主等に対しては自治会加入促進の協力依頼文書も送付されています。併せて、単位自治会長及び地区連合会長には「宮崎市からの共同住宅等の建築に係る情報提供」と題された文書が送付されてくるので、内容を確認の上、代理人を通じて建築主等(施主)への早期接触が必要です。

宮崎市自治会連合会では、

- ①「(社)全日本不動産協会」宮崎県本部
- ②「(一社)宮崎県宅地建物取引業協会」
- ③宮崎市自治会連合会
- ④宮崎市



の四者で自治会加入促進に関する協定を結び、意見交換会等を行っております。

ただ、実際には各自治会(地区自治会連合会)で実態が異なり、その実態に即した対応が必要です。

例えば、次のような実態です。

(1) マンション・アパートの営業形態

- ①国営・県営・市営・一般(企業、個人等)
- ②賃貸マンション・アパート
- ③分譲マンション

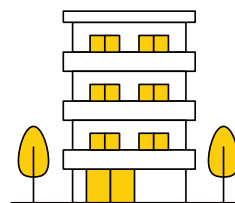
(2) 管理体制

管理人の有無



### (3)家賃の形態

- ①家賃だけを集金
- ②家賃と共用費を同時に集金
- ③家賃と共用費の同時振込



### (4)「(3)」の②③の中に自治会費を入れているところ、入っていないところ

又、相談できるところ、できないところ

### (5)単独では何もできないところ

### (6)管理人会議等で相談できるところ

等々実態が全く異なるところについては、対応の手段・手法が異なります。

また、マンション・アパートの管理形態も様々です。

### (1)分譲マンション

「建物の区分所有等に関する法律」に基づき管理組合を設置することになっています。

### (2)賃貸マンション・アパート等

- ア オーナーが管理している場合
- イ オーナーが契約により管理を業者に委託している場合
- ウ 一括借上げシステムの場合  
最長20年～30年契約で業者がオーナーからアパート全室を一括して借り上げ、入居者に転貸するシステムです。

したがって、その実態によって「文書の内容」等もことなりますので、単位自治会長さんにおかれましては、地区連合会長さんに相談の上、諸条件等を考慮して対応されますようお願いいたします。

#### 【追加添付資料】

- ・「共同住宅等の建築に係る自治会加入促進への協力について(お願い)」
- ・「共同住宅等の建築に係る自治会加入促進協力について(お願い)」
- ・「宮崎市からの共同住宅等の建築に係る情報提供について」

代理人

株式会社▲▲▲▲▲

代表 ▲▲ ▲▲ 様

宮崎市長 清山 知憲  
(公 印 省 略)

共同住宅等の建築に係る自治会加入促進への協力について(お願い)

日頃より、市政各般にわたりご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。

さて、宮崎市ではまちづくりの中心的な役割を担う自治会等の活動を活性化するため、平成28年6月に「きずな社会づくり条例(通称)」を制定し、市民、自治会、事業者及び市等の役割を定め、住民主体のまちづくりを推進しているところです。

本条例には、事業者の役割として下記の条項が定められておりますので、貴職におかれましては、本条例の主旨をご理解のうえ、地元自治会等より自治会に関するお問い合わせ若しくは相談などがございましたら、適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、建築予定地の自治会及び地区連合会に対しても情報提供を行っておりますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

#### 「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例

(通称)きずな社会づくり条例 抜粋

#### (事業者の役割)

第6条 事業者は、地域社会の一員として、事務所又は事業所の所在する地域の自治会活動及び地域まちづくり推進活動に参加及び協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、市内に居住する従業員の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加に配慮するよう努めるものとする。

第7条 市内における住宅の販売、賃貸又は管理を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）は、当該住宅に入居しようとする者の自治会への加入を勧めるよう努めるものとする。

記

宮崎市中高層建築物指導要綱に基づく「建築計画届出書」に記載のあった建築場所

宮崎市○○町○番○号

<文書取扱> 地域コミュニティ課 地域自治係

TEL 0985-21-1714  
FAX 0985-22-0200

① 宮崎市からの建築主への文書

宮 地 第 ○ ○ 号 ○  
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

建築主

株式会社△△△△  
代表 △△ △△ 殿

宮崎市長 清山 知憲  
(公 印 省 略)

共同住宅等の建築に係る自治会加入促進協力について(お願い)

日頃より、市政各般にわたりご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。  
さて、宮崎市ではまちづくりの中心的な役割を担う自治会等の活動を活性化するため、平成２８年６月に「きずな社会づくり条例(通称)」を制定し、市民、自治会、事業者及び市等の役割を定め、住民主体のまちづくりを推進しているところです。  
本条例には事業者の役割として以下の条項が定められておりますので、主旨をご理解のうえ、建築を予定されている共同住宅の入居予定者における自治会加入並びに自治会活動への参加にご配慮賜りますようお願いいたします。

「宮崎市自治会及び地域まちづくり推進委員会の活動の活性化に関する条例」  
(通称)きずな社会づくり条例 抜粋  
(事業者の役割)  
第６条 事業者は、地域社会の一員として、事務所又は事業所の所在する地域の自治会活動及び地域まちづくり推進活動に参加及び協力するよう努めるものとする。  
２ 事業者は、市内に居住する従業員の自治会への加入並びに自治会活動及び地域まちづくり推進活動への参加に配慮するよう努めるものとする。  
第７条 市内における住宅の販売、賃貸又は管理を業として行う者（これらの代理又は媒介をする者を含む。）は、当該住宅に入居しようとする者の自治会への加入を勧めるよう努めるものとする。

記

宮崎市中高層建築物指導要綱に基づく「建築計画届出書」に記載のあった建築場所  
宮崎市○○町○番○号

<文書取扱> 地域コミュニティ課 地域自治係  
TEL 0985-21-1714  
FAX 0985-22-0200

② 宮崎市からの共同住宅の建築に係る情報提供

宮 地 第 ○ ○ 号 ○  
令 和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

○○地区自治会連合会  
会長 ○○ ○○ 殿

宮崎市長 清山 知憲  
(公 印 省 略)

宮崎市からの共同住宅等の建築に係る情報提供について

日頃より、市政各般にわたりご理解とご協力を賜り心から感謝申し上げます。  
さて、標記の件について、本市では一定規模以上の共同住宅等を建築する場合、建築主等は、建築計画を市に届出しなければならないと規定しており、地域コミュニティ課では、届出のあった建築計画の概要を建築予定地の自治会長へ情報提供を行っております。  
今回、貴地区連合会に所属する自治会長宛に、別紙のとおり情報提供を行いましたので、地区連合会への情報提供として、その写しを送付させていただきます。  
なお、建築主及び建築代理人に対しても「きずな社会づくり条例(通称)」の周知と併せ、自治会加入に係る協力依頼を送付しております。  
今後とも本情報提供を活用した共同住宅等への自治会加入促進について、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

<文書取扱>  
地域コミュニティ課 地域自治係  
TEL 21-1714  
FAX 22-0200

|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |        |         |
|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|---------|
|                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       | 整理番号   | —       |
| 宮崎市からの共同住宅等の建築に係る情報提供                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |        |         |
| 令和〇年〇月〇日                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |        |         |
| 〇〇                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                    | 自治会 会長 | 〇〇 〇〇 様 |
| <p>日頃から市政各般にわたり、ご理解、ご協力を賜り、心から感謝申し上げます。</p> <p>さて、本市では<u>一定規模以上の共同住宅等を建築する際、「宮崎市中高層建築物に関する指導要綱」に基づき、建築計画の市への届出に加え、建築予定敷地への建築計画の概要を示す標識の設置及び近隣住民に対する事前説明を義務付けているところです。</u></p> <p>そのような中、本市では、上記届出があった場合、建築予定地の自治会へ当該建築計画の概要について情報提供をさせていただくこととしており、この度、<u>貴自治会の区域内において当該届出がありましたので、その概要について、裏面のとおり情報提供をさせていただきます。</u></p> <p>なお、上記指導要綱におきましては、「建築主等（施主）は、当該共同住宅入居者の地元自治会への加入促進に努めなければならない。」と規定していることから、建築主及び代理人に対しまして、自治会加入に係る協力依頼を送付しております。</p> <p>つきましては、<u>貴自治会からも、入居者の自治会加入について、裏面記載の代理人を通じて建築主等（施主）へ働きかけるなど、自治会加入促進に繋げていただきますようお願いいたします。</u></p> |        |         |
| <p>お問合せ先：</p> <p>宮崎市 地域振興部 地域コミュニティ課 地域自治係</p> <p>電話 0985－21－1714</p> <p>FAX 0985－22－0200</p>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                         |        |         |

建築計画の概要

|                 |                                                                         |
|-----------------|-------------------------------------------------------------------------|
| 建 築 計 画 の 概 要   |                                                                         |
| 建築場所<br>(敷地の地番) | 宮崎市〇〇町〇番〇号                                                              |
| 主要用途            | 共同住宅                                                                    |
| 構 造             | 鉄筋                                                                      |
| 最高の高さ           | 20.00 m                                                                 |
| 階 数             | 地上 6 階                                                                  |
| 戸(室)数           | 24 戸                                                                    |
| 着工予定時期          | 令和×年×月×日                                                                |
| 建 築 主<br>(施 主)  | 氏名又は名称<br>株式会社△△△△ 代表 △△ △△                                             |
| 代 理 人           | 住所<br>▲▲県▲▲市▲▲町▲番▲号<br>氏名又は名称<br>株式会社▲▲▲▲ 代表 ▲▲ ▲▲<br>TEL (××××)××-×××× |

※ 詳細については、上記( 代理人 )にお問い合わせください。

自治会加入票



宮崎市ホームページ  
自治会加入フォーム

①～⑤の太線内は、必ずご記入下さい。

|     |            |                       |   |     |
|-----|------------|-----------------------|---|-----|
| 第 班 | ①世帯主のお名前   |                       |   |     |
|     | ②生年月日      | T・S<br>H・R            | 年 | 月 日 |
|     | ③住 所       | 宮崎市<br>アパート・マンション名 号室 |   |     |
|     | ④電話番号      |                       |   |     |
|     | ⑤緊急時の電話番号等 |                       |   |     |

※入会後に記入しますので記入の必要はありません。

以下は、同居されているご家族の分です。ご記入は任意で結構ですが、防犯・防災、また子どもの安心・安全の観点から、非常に重要な事項ですので、可能な限りご記入ください。

|           | 続柄 | お名前 | 生年月日           | 備考     |
|-----------|----|-----|----------------|--------|
| 1         |    |     | T・S<br>H・R . . |        |
| 2         |    |     | T・S<br>H・R . . |        |
| 3         |    |     | T・S<br>H・R . . |        |
| 4         |    |     | T・S<br>H・R . . |        |
| 5         |    |     | T・S<br>H・R . . |        |
|           |    |     |                |        |
|           |    |     |                |        |
| お住まいの合計人数 |    | 人   | 備考             |        |
| ※入会年月日    |    | 令和  | 年              | 月 日届け出 |

※ 1世帯につき、1枚提出をお願いします。  
※ お届けいただいた個人情報は、自治会活動のみに使用し、その他の用途には使用しません。  
※ 家族の欄が不足する場合は、備考欄にご記入下さい。

「 隣 組 （となりぐみ）」

作詞：岡本一平

1 とんとん とんからりと 隣組  
格子（こうし）を開ければ顔なじみ  
廻して頂戴 回覧板  
知らせられたり 知らせたり



2 とんとん とんからりと 隣組  
あれこれ面倒 味噌醤油  
ご飯の炊き方 垣根越し  
教えられたり 教えたり

3 とんとん とんからりと 隣組  
地震や雷 火事どろぼう  
互いに役立つ 用心棒  
助けられたり 助けたり

4 とんとん とんからりと 隣組  
何軒あろうと 一所帯（ひとじょたい）  
こころは一つの 屋根の月  
纏（まと）められたり 纏めたり



第3版改訂：「宮崎市自治会加入促進対策委員会」

令和5年9月14日  
宮崎市自治会連合会事務局

# 自治会に加入しましょう！

自治会は地域のきずなづくりを目指して次のようなことに取り組んでいます。



宮崎市ホームページ  
自治会加入フォーム



HPIはこちら

